

会議録・令和8年3月19日第1回定例会（最終日）

1. 招集の年月日 令和8年2月20日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 3月19日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 江 京 子
 - 2番 田 邊 ひとみ
 - 3番 北 岡 泰
 - 4番 中 井 啓 悟
 - 5番 瀬 田 萌
 - 6番 綿 民 和 子
 - 7番 奥 山 幸 洋
 - 8番 新 開 晶 子
 - 9番 松 本 忍
 - 10番 山 本 章
 - 11番 宇 田 雅 行
 - 12番 高 橋 浩 司
 - 13番 下 井 清 史
 - 14番 辻 井 成 人
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 松 井 友 吾
議 会 書 記 山 本 歩 美 田 所 和 幸
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 下 村 由美子 副 町 長 高 木 謙 治
教 育 長 下 村 良 次 総 務 課 長 朝 倉 正 浩
税 務 課 長 畑 弘 人 まちづくり戦略課 中 井 清 央
斎宮跡・文化観光課長 森 下 純 会計管理者(兼)会計課長 椿 ゆかり

計補正予算（第1号）

- 議案第14号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第15号 令和7年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第18号 明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 明和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第22号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 職員の旅費に関する条例の全部改正
- 議案第24号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 明和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- 議案第26号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 令和8年度明和町一般会計予算

- 議案第28号 令和8年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 令和8年度明和町介護保険特別会計予算
- 議案第30号 令和8年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度明和町水道事業会計予算
- 議案第32号 令和8年度明和町下水道事業会計予算
- 日程第6 議案第33号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第7 小学校建設等調査特別委員会報告の件
- 日程第8 閉会中の所管事務調査の件（総務産業常任委員会）
- 日程第9 閉会中の所管事務調査の件（教育厚生常任委員会）
- 日程第10 閉会中の所管事務調査の件（議会改革特別委員会）
- 日程第11 閉会中の所管事務調査の件（議会運営委員会）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（辻井 成人） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回明和町議会定例会第17日目の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

9番 松本 忍 議員

10番 山本 章 議員

の両名を指名いたします。

◎発議第1号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第2 発議第1号 非核三原則の堅持を求める意見

書を議題とします。

お諮りします。

この意見書につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ご異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略します。

これから質疑を行います。

質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑をされる方がないので、これで発議第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第1号 非核三原則の堅持を求める意見書を採決します。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。早速、関係機関に

送付します。

◎総務産業常任委員会へ付託した議案について

○議長（辻井 成人） 日程第3 総務産業常任委員会へ付託した一括上程議案について。

議案第3号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例

議案第4号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第8号 大字及び字の区域の変更について

議案第9号 明和町道路線の認定について

を議題とします。

この件につきましては、会期中の総務産業常任委員会で審査をしていただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

総務産業常任委員会 奥山幸洋委員長、登壇願います。

（総務産業常任委員会委員長 奥山 幸洋 登壇）

○総務産業常任委員会委員長（奥山 幸洋） それでは、総務産業常任委員会審査報告を行います。

本委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第8号、議案第9号の審査結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 付託年月日

令和8年3月3日

2 審査年月日

令和8年3月11日

3 委員会出席者

委員 7 名

説明のための出席者 各課長、局長、室長及び係長

4 付託案件

議案第 3 号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例

議案第 4 号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 8 号 大字及び字の区域の変更について

議案第 9 号 明和町道路線の認定について

5 審査の内容

付託された各議案は、議案書及び定例会資料を参考に 3 月 11 日に各議案ごと
詳細説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑は、議案第 4 号及び議案第 8 号について質疑があり、担当課長より答弁
がありました。

議案第 3 号及び議案第 9 号については質疑はありませんでした。

詳細な内容につきましては、総務産業常任委員会では会議録が作成されますこ
とから、報告を省略させていただきます。

6 討論

討論される方はありませんでした。

7 採決

議案第 3 号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例

[全員賛成で原案可決]

議案第 4 号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正す
る条例

[全員賛成で原案可決]

議案第 8 号 大字及び字の区域の変更について

[全員賛成で原案可決]

議案第 9 号 明和町道路線の認定について

[全員賛成で原案可決]

以上で、総務産業常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 委員長報告に対して、補足の説明される方はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足説明をされる方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第3号の採決

○議長（辻井 成人） これから総務産業常任委員会へ付託した一括上程議案の採決を行います。

まず、議案第3号 明和町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決しました。

◎議案第4号の採決

○議長(辻井 成人) 続きまして、議案第4号 明和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決しました。

◎議案第8号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第8号 大字及び字の区域の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決しました。

◎議案第9号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第9号 明和町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） なしと認めます。

賛成全員です。

したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決しました。

◎教育厚生常任委員会へ付託した議案について

○議長（辻井 成人） 日程第4 教育厚生常任委員会へ付託した一括上程議案について。

議案第6号 明和町旧学校施設条例の制定

議案第7号 明和町旧修正小学校グラウンド使用料条例を廃止する条例を議題とします。

この件につきましては、会期中の教育厚生常任委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

教育厚生常任委員会 江京子委員長、登壇願います。

（教育厚生常任委員会委員長 江 京子 登壇）

○教育厚生常任委員会委員長（江 京子） おはようございます。

ただいまより、教育厚生常任委員会審査報告書を報告します。

本委員会に付託されました議案第6号、議案第7号の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 付託年月日

令和8年3月3日

2 審査年月日

令和8年3月12日

3 委員会出席者

委員7名

説明のための出席者 各課長、局長、室長及び係長

4 付託案件

議案第6号 明和町旧学校施設条例の制定

議案第7号 明和町旧修正小学校グラウンド使用料条例を廃止する条例

5 審査の内容

付託された各議案は、議案書及び定例会資料を参考に3月12日に各議案ごと
詳細説明を受けた後に質疑を行いました。

質疑される方はありませんでした。

6 討論

討論される方はありませんでした。

7 採決

議案第6号 明和町旧学校施設条例の制定

[全員賛成で原案可決]

議案第7号 明和町旧修正小学校グラウンド使用料条例を廃止する条例

[全員賛成で原案可決]

以上で、教育厚生常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせて
いただきます。

○議長（辻井 成人） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足説明をされる方がないので、これから委員
長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わ
ります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論され
るようお願いします。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第6号の採決

○議長（辻井 成人） これから教育厚生常任委員会へ付託した一括上程議案の採決を行います。

まず、議案第6号 明和町旧学校施設条例の制定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 全員、賛成全員です。

したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決しました。

◎議案第7号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第7号 明和町旧修正小学校グラウンド使用料条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反

対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) ないですね。

賛成全員です。

したがって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎予算決算常任委員会へ付託した議案について

○議長(辻井 成人) 日程第5 予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案について。

議案第10号 令和7年度明和町一般会計補正予算(第10号)

議案第11号 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算(第3号)

議案第12号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第13号 令和7年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
(第1号)

議案第14号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議案第15号 令和7年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第16号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第5号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第17号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例

議案第18号 明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例

議案第19号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部

- を改正する条例
- 議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例
- 議案第21号 明和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第22号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例
- 議案第23号 職員の旅費に関する条例の全部改正
- 議案第24号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 明和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条
例の制定
- 議案第26号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 令和8年度明和町一般会計予算
- 議案第28号 令和8年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 令和8年度明和町介護保険特別会計予算
- 議案第30号 令和8年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度明和町水道事業会計予算
- 議案第32号 令和8年度明和町下水道事業会計予算

を議題とします。

この件につきましては、会期中の予算決算常任委員会で審査をいただいておりますので、これから委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 高橋浩司委員長、登壇願います。

(予算決算常任委員会委員長 高橋 浩司 登壇)

○予算決算常任委員会委員長（高橋 浩司） 令和8年3月19日

明和町議会議長 辻井 成人 様

予算決算常任委員会委員長 高橋 浩司

予算決算常任委員会審査報告書

本委員会に付託されました、令和7年度明和町一般会計補正予算ほか5件の

特別会計補正予算と、下水道事業会計補正予算、明和町介護保険条例の一部を改正する条例ほか10件、令和8年度明和町一般会計予算ほか3件の特別会計予算と水道事業会計及び下水道事業会計予算の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 付託年月日

令和8年3月3日

審査年月日

令和8年3月13日、16日、17日

3 委員会出席者

委員13名、議長

説明のための出席者 町長、副町長、教育長、各課長、局長、室長及び係長

4 付託案件

議案第10号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第10号）

議案第11号 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第13号 令和7年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
（第1号）

議案第14号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第15号 令和7年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第5号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第17号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例

議案第18号 明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例

議案第19号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

- 議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 明和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第22号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 職員の旅費に関する条例の全部改正
- 議案第24号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 明和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- 議案第26号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第27号 令和8年度明和町一般会計予算
- 議案第28号 令和8年度明和町国民健康保険特別会計予算
- 議案第29号 令和8年度明和町介護保険特別会計予算
- 議案第30号 令和8年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第31号 令和8年度明和町水道事業会計予算
- 議案第32号 令和8年度明和町下水道事業会計予算

5 審査の概要

付託された会計予算の内容は議案書及び予算に関する説明書、補正予算説明資料、事業調書などの資料を参考に、令和7年度補正予算、令和8年度当初予算を区別し、審査を進めることといたしました。

その結果につきましては、予算決算常任委員会では会議録が作成されることから、報告を省略させていただきます。

6 討論

討論される方はありませんでした。

7 採決

議案第10号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第10号）

[賛成多数で原案可決]

- 議案第11号 令和7年度明和町齋宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）
[全員賛成で原案可決]
- 議案第12号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
[賛成多数で原案可決]
- 議案第13号 令和7年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
（第1号）
[全員賛成で原案可決]
- 議案第14号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
[全員賛成で原案可決]
- 議案第15号 令和7年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
[全員賛成で原案可決]
- 議案第16号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第3号）
[全員賛成で原案可決]
- 議案第5号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例
[賛成多数で原案可決]
- 議案第17号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例
[全員賛成で原案可決]
- 議案第18号 明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例
[全員賛成で原案可決]
- 議案第19号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例
[全員賛成で原案可決]
- 議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例
[全員賛成で原案可決]

- 議案第21号 明和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
[全員賛成で原案可決]
- 議案第22号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例
[全員賛成で原案可決]
- 議案第23号 職員の旅費に関する条例の全部改正
[全員賛成で原案可決]
- 議案第24号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
[全員賛成で原案可決]
- 議案第25号 明和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条
例の制定
[全員賛成で原案可決]
- 議案第26号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
[賛成多数で原案可決]
- 議案第27号 令和8年度明和町一般会計予算
[賛成多数で原案可決]
- 議案第28号 令和8年度明和町国民健康保険特別会計予算
[賛成多数で原案可決]
- 議案第29号 令和8年度明和町介護保険特別会計予算
[賛成多数で原案可決]
- 議案第30号 令和8年度明和町後期高齢者医療特別会計予算
[賛成多数で原案可決]
- 議案第31号 令和8年度明和町水道事業会計予算
[全員賛成で原案可決]
- 議案第32号 令和8年度明和町下水道事業会計予算
[全員賛成で原案可決]

以上で、予算決算常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせ

ていただきます。

○議長（辻井 成人） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足の説明をされる方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は、一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ議論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いします。

討論される方はございませんか。

2番 田邊議員。

○2番（田邊 ひとみ） ただいま上程されました議案のうち、反対する議案についてその理由を述べます。

補正関係では、議案第10号 一般会計補正予算、議案第12号 国民健康保険特別会計補正予算について述べます。

マイナンバーカード関連経費について。

本事業には国の補助制度があり、取得率の向上により一定の利便性が生まれていることは承知しています。しかし、実際には窓口体制の強化や職員の時間外対応など自治体の人的負担が継続的に生じています。補助は限定的であり、全ての間接経費や将来的な維持管理負担まで十分に保障されているとは言えません。

また、制度は法的には任意取得が原則です。それにもかかわらず、健康保険

証との一体化や各種証明機能の拡大など、事実上取得を前提とする制度運用が進められ任意原則との整合性が問われています。情報のひもづけをめぐる誤登録や情報連携の不備の問題も発生しており、安全性と信頼性の検証が十分尽くされたとは言えず引き続き検証が必要です。

マイナンバーカードは任意取得の原則に立ち返り、住民の選択権を尊重しながら慎重に運用すべきであるということを申し上げ、本補正予算の当該経費には賛成できないことを申し上げます。

続きまして、議案第5号 介護保険条例の一部を改正する条例について。

私は、本条例改正について反対の意見を述べます。

今回の改正は、令和7年度税制改正による所得控除の引上げに伴い、介護保険料の所得段階が変動し、保険料収入が減少する可能性への対応として行われるものです。

制度改正は物価高騰の下で、低所得者の負担軽減などを目的として行われるものです。今回の措置によって、本来であれば控除額引上げによって所得が下がる方は、保険料も軽減されるのが自然な制度の在り方です。

明和町でも、年金生活の中で医療費や生活費の上昇に不安を抱えている方が多くいらっしゃいます。このような方々の負担が少しでも軽くなることを期待する声に応える視点が重要だと考えます。

介護保険制度の安定的な運営や持続可能性を考えるのなら、住民の負担軽減を調整するのではなく公費で支えるべきです。保険料だけに頼るのではなく、国の公費負担の拡充が必要です。全国法律家で構成される日本弁護士連合会も、社会保障制度における弱い立場の方への配慮の重要性を指摘しています。

以上の点から、本条例改正には課題があると考え、賛成できないことを申し上げます。

議案第26号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

今回の改正は、子ども・子育て支援の財源として創設された支援金制度に対し、国民健康保険税に上乗せをして徴収するものです。しかし、本来子育て支

援は国の責任で安定した財源を確保すべきであり、その負担を国民健康保険の加入者に求めることに問題があると考えます。

政府は実質的な負担増にはならないとしていますが、その前提には、社会保障の抑制が含まれており、結果として国民の負担減につながるとは言えません。

また、医療保険には上限があるため、高所得者ほど負担割合が低くなるなど、公平性の面でも課題があります。とりわけ、自営業者やフリーランスなど国保加入者への影響は大きいものがあります。明和町においても国保加入者の多くが物価高騰の影響を受けております。

以上の理由から、本条例改正には賛成できないことを申し上げます。

続きまして、議案第27号 令和8年度明和町一般会計予算、第28号 国民健康保険特別会計予算、議案第29号 介護保険特別会計予算、議案第30号 後期高齢者医療特別会計予算につきまして反対の立場で討論をします。

一般会計について。

まず、公債費の増加という現実を直視し、将来世代に過度な負担を残さないため、財政健全化に取り組む町長および職員の皆様の努力に敬意を表します。財政の立て直しは避けて通れない課題であり、一定期間の抑制的な財政運営が必要であることは、私も認識しております。

また、近年は人件費、扶助費、公債費といったいわゆる義務的経費が増加傾向にあり、自治体財政の自由度が年々狭まっているという現実もあります。この点において、持続可能な財政運営を模索する町の姿勢については、理解するところです。

今回の予算編成は、その方向性において大きく誤っているとは考えていません。ですが、私は優先順位の置き方について異なる判断をした部分がございます。

マイナンバーカード関連は、補正予算の討論で述べたのと同じ理由です。

子育て支援や高齢者支援は、厳しい財政状況にあってもこそ生活の土台を支える分野です。とりわけ、財政が厳しいときこそ大切にすべき分野であると考え

ます。

中学校までの給食費無償化や18歳までの医療費無償化といった施策は、単なる拡充ではなく将来世代への投資であり、明和町の持続可能性を高める施策でもあります。

また、本予算には、いわゆるこども誰でも通園制度に関する事業費も計上されています。子育て家庭を支える新たな取組として、その意義は理解しますが、保育現場の負担や受入れ体制など、慎重に検討すべき課題が指摘されていることを踏まえ、子どもの安全と保育の質を確保するための丁寧な運営が求められると考えます。

伊勢志摩定住自立圏で計画されている婚活イベント事業について、人口減少対策は重要ですが、結婚するかどうかは本来個人の自由な選択であり、行政が特定のライフスタイルを促す形の施策には慎重であるべきです。求められるのは、婚活事業ではなく、若い世代が安心して働き暮らせる雇用や子育て環境の充実ではないでしょうか。

さらに、現在の国際情勢を見ますと、世界各国で武力衝突が続き平和の大切さが改めて問われています。自治体としても、平和教育や平和行政の取組を今以上に充実させ、次世代に平和の価値を伝えていくことは重要な役割であると考えます。

財政健全化と生活支援、そして平和を大切にすまちづくりは、決して対立するものではなく両立し得るものです。その中でどこに力点を置くのかという判断において、私はもう一步踏み込むべきであったのではと考えました。

これは、町政の方向性そのものを否定するものではなく、目指す方向性は共有しています。違いは優先順位と踏み込みの度合いです。そこに暮らす住民の生活をどう支えるかという視点で自治体財政は判断されるものです。

また、本予算案に含まれる幾つかの施策について、委員会審議で課題が指摘をされています。今後十分な検討が必要であると考えます。

今後、財政健全化を着実に進めながらも、子育て支援や高齢者支援の拡充、

平和を大切にすまちづくりが、着実に前進することを期待をし本予算案には賛成できないことを表明します。

国民健康保険特別会計について。

厳しい制度運営の中で安定的な運営に努められてこられた当局のご努力に敬意を表します。今回、子ども・子育て支援金制度に対応するための負担が、国民健康保険に上乗せされる内容が含まれています。子育て支援の充実は重要であり必要なことですが、子育て支援は社会全体で支えるべき施策であり、本来は公費を基本として構成されるべきものです。

医療を支えるための保険制度に上乗せする形は、社会保障の公費原則を曖昧にしかねません。町として制度に基づき編成せざるを得ない立場であることは理解しますが、制度設計の在り方について、問題提起を行う必要があると考えます。あわせて、誰もが安心して医療を受けられる国民健康保険制度を実現するための住民負担の軽減、公費負担による支えを強めることを求めます。

介護保険特別会計について。

介護保険制度は創設時、社会全体で高齢者を支える仕組みとしてスタートしました。ところが近年は、保険料や利用者負担の増加など被保険者への負担が徐々に強まる方向が続いています。

制度の持続可能性ということは重要な課題です。ですが、そのために必要なサービスが抑制されてしまうような状況が生まれてはならないのです。介護は自己責任ではなく社会の責任です。本来、より公費を投入し支えるべき分野であり、負担の在り方については不断の見直しが求められます。

介護を受ける側、支える家族、双方の負担感が強まっている現状を踏まえ、制度の在り方について問題提起を行う立場から、本予算には賛成できません。

後期高齢者医療特別会計について。

後期高齢者医療については、子ども・子育て支援金の賦課徴収について国保会計で述べた同じ理由で反対をします。

また、窓口負担割合の引上げなど、高齢者の負担強化が国のほうで進められ

ております。高齢期は医療を必要とする機会が増える時期です。負担が増えることで受診控えにつながる可能性があり、結果として重症化や医療費の増大につながる懸念があります。

長年社会を支えてこられた高齢者の方々が、安心して医療を受けられる環境を守ることは社会の責任です。制度の在り方について問題提起を行う立場として、本予算案には賛成できません。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

3番 北岡議員。

○3番（北岡 泰） 私は、令和7年度一般会計補正予算ほか5つの特別会計補正予算及び下水道事業会計補正予算、また、明和町介護保険条例の一部を改正する条例ほか10の条例改正、令和8年度明和町一般会計予算ほか3つの特別会計予算及び水道事業会計予算、下水道事業会計予算につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

まず、令和7年度一般会計補正予算ほか5つの特別会計予算、下水道事業会計補正予算におきましては、マイナンバーカード関係をはじめ斎宮・明星小学校施設改修設計委託料など、他の補正予算においても町民の利便性や福祉の向上の上で必要不可欠な予算であり、賛成するものでございます。

また、令和8年度一般会計並びに各特別会計の予算につきましては、共創DXや、ふるさと納税のシティプロモーション事業負担金、子育て支援センターやがん患者用ウィッグ等の負担金や補助金、また、小学校の給食費負担軽減に係る経費や、スクールバス及びスクールタクシー運行経費、北小学校への養護教諭の人件費などの教育予算に対応するなど、防災、福祉、教育、環境の諸施策など町民の生活に密着した重要な予算であり、住民ニーズに応えた適正な予算であると考えます。

また、11の条例改正につきましても、今日の社会情勢を鑑みると適正であると考えます。

今後も、第6次総合計画の基本理念である「みんなでつくるまちづくり」を

目指し、町長が掲げられた財政健全化の取組、共に創るまちづくり、福祉と教育の充実、防災・減災へのさらなる注力に基づき共創の精神の下、結び、広げていく1年となるよう、なお一層の取組を望むところでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（辻井 成人） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第10号の採決

○議長（辻井 成人） これから予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案の採決を行います。

まず、議案第10号 令和7年度明和町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第11号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第11号 令和7年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第12号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第12号 令和7年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第13号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第13号 令和7年度明和町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんね。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第14号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第14号 令和7年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第15号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第15号 令和7年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第16号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第16号 令和7年度明和町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第5号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第5号 明和町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決しました。

◎議案第17号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第17号 明和町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんね。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第18号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第18号 明和町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第19号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第19号 明和町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第20号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第20号 町長、副町長及び教育長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第21号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第21号 明和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第22号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第22号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第23号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第23号 職員の旅費に関する条例の全部改正を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第24号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第24号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第25号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第25号 明和町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第26号の採決

○議長（辻井 成人） 続きますして、議案第26号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第27号の採決

○議長（辻井 成人） 続きますして、議案第27号 令和8年度明和町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第28号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第28号 令和8年度明和町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し間違い等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第29号の採決

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第29号 令和8年度明和町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決でした。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第30号の採決

○議長（辻井 成人） 続きますして、議案第30号 令和8年度明和町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成多数です。

したがって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第31号の採決

○議長（辻井 成人） 続きますして、議案第31号 令和8年度明和町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第31号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第32号の採決

○議長（辻井 成人） 続きますして、議案第32号 令和8年度明和町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 賛成全員です。

したがって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎議案第33号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第6、議案第33号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 下村 由美子 登壇）

○町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第33号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、上水道事業における資本的支出の企業債償還金につきまして、令和6年度の起債額の確定により21万円を増額するものでございます。

増額分の財源につきましては、資本的支出、第1款第1項・建設改良費の予算残額を流用することにより対応いたしたく、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりました。

この議案につきましては、予算決算常任委員会に付託の上詳細な審査をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、この議案については予算決算常任委員会に付託の上、審査をすることと決定しました。

予算決算常任委員会を開催する間、暫時休憩といたします。各議員及び執行部は委員会室にお願いします。

（午前 10時 00分）

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

（午前 10時 10分）

○議長（辻井 成人） 先ほどの、予算決算常任委員会の結果について、委員長報告を求めます。

予算決算常任委員会 高橋浩司委員長、登壇願います。

（予算決算常任委員会委員長 高橋 浩司 登壇）

○予算決算常任委員会委員長（高橋 浩司） 令和8年3月19日

明和町議会議長 辻井 成人 様

予算決算常任委員会委員長 高橋 浩司

予算決算常任委員会審査報告書

本委員会に付託されました、令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）の審査の結果を会議規則第77条の規定により報告します。

1 付託年月日

令和8年3月19日

2 審査年月日

令和8年3月19日

3 委員会出席者

委員13名、議長

説明のための出席者 町長、副町長、教育長、各課長、局長、室長及び担当係長

4 付託案件

議案第33号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）

5 審査の概要

付託された補正予算の内容は、議案書及び予算に関する説明書などの資料を参考に審査を進めました。その内容につきましては、予算決算常任委員会は、議事録が作成されますことから、報告を省略させていただきます。

6 討論

討論される方はありませんでした。

7 採決

議案第33号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算（第4号）

[全員賛成で原案可決]

以上で、予算決算常任委員会に付託されました事件の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（辻井 成人） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対し、補足の説明をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 補足の説明をされる方がないので、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑をされる方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

◎議案第33号の採決

○議長(辻井 成人) これから予算決算常任委員会へ付託した一括上程議案の採決を行います。

まず、議案第33号 令和7年度明和町水道事業会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

○議長(辻井 成人) 賛成全員です。

したがって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決をしました。

◎小学校建設等調査特別委員会報告の件

○議長（辻井 成人） 日程第7 小学校建設等調査特別委員会報告の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

小学校建設等調査特別委員会 綿民和子委員長、登壇願います。

（小学校建設等調査特別委員会委員長 綿民 和子
登壇）

○小学校建設等調査特別委員会委員長（綿民 和子） 令和8年3月19日

明和町議会議長 辻井 成人 様

小学校建設等調査特別委員会委員長 綿民 和子

所管事務調査報告書

本委員会に付託されました小学校建設等に関する調査・検討について、その調査結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

1 調査事件 小学校建設等に関する調査・検討

2 付託年月日

令和5年3月15日 令和5年第1回定例議会

3 調査年月日

令和5年5月29日、9月6日、12月12日

令和6年2月26日、6月11日、9月4日、12月2日

令和7年2月25日、6月13日、9月10日、12月16日、17日

令和8年3月4日

4 調査の概要

本委員会は、令和5年3月15日の定例会において設置されました。令和5年5月29日の第1回以来12回にわたり委員会を開催し、次の事項について調査・

検討を進めてまいりました。

津波対策、少子化及び施設の老朽化問題等を受け、子どもたちのために安全・安心でより良い教育環境の整備を趣旨とし作成された明和町小学校区編制にかかる基本計画に基づき、大淀・上御糸・下御糸小学校及び一部の斎宮地区を統合した第1期再編小学校と放課後児童クラブ、また、ささふえ保育所の移転に伴う認定こども園の建設、さらに今回閉校、閉園する小学校や保育所の跡地利用などについて、委員会開催時に随時詳細な説明を受け議論を交わされました。

5 主な検討・協議の結果

- ①「第1期再編小学校等」の建設について
- ②「第1期再編小学校等」の運営について
- ③閉校・閉園する小学校及び就学前施設の跡地利用について

建設について、設計においては公募のワークショップ及び教職員などからの意見を踏まえ約1年をかけて行われ、体育館の空調設備追加などの変更がありました。令和6年度から本格的に始まった工事においては、工事の安全を第一に定期的な現地視察を行い、SNS等での工事進捗の情報発信が行われました。

また、財政面を考慮した財源確保策の一環としてのクラウドファンディング、太陽光発電設備をPPA方式による設置などが行われました。工事は令和7年11月に完成し、令和8年2月8日には竣工式及び一般見学会が行われました。

運営については、保護者、地域住民及び教職員などで構成される運営準備委員会が設置され、校名（「明和北小学校」に決定）及び校章の決定、校歌の制作が公募を交えて行われました。また、スクールバスを含む通学面での決定には、保護者及び地域住民との協議が重ねられました。

跡地利用については、地域住民、公募等による委員で構成される跡地利用検討委員会を中心に協議を重ね民間活用を基本方針とし、これまでの公募を重ねてきた結果、現時点で1園が売却、1校3園が使用貸借契約を締結、2校が優先交渉権者との交渉中という状況です。

本委員会では、未来を担う子どもたちが安心して学び、育つ場として最適な環境整備を第一に、3年にわたり様々な視点で議論を重ねてきました。これからの学校施設整備は教育の質向上だけでなく、防災機能の強化や地域との連携、持続可能性の観点が求められます。一方で、長引く物価高騰が町の財政運営に与える影響は少なくなく、特に学校施設整備にあっては、人件費や資材の高騰など直接的な影響を及ぼすことが見込まれます。

今後は、第2期再編小学校の検討が行われていきます。町には、より一層適切な財政計画、財源確保に努めるとともに、地域や関係機関と連携しながら効率的かつ効果的な施設整備、施設管理の在り方を追求し、安全・安心でより良い教育の充実に取り組んでいただき、未来を拓く人材の育成が図られ、さらに住みよい魅力ある町となることを期待するものであります。

以上、小学校建設等調査特別委員会の報告を終わります。

○議長（辻井 成人） 綿民委員長の報告が終わりました。

補足の説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑をされる方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑をされる方がないので、これで質疑を終わります。

以上で、日程第7 小学校建設等調査特別委員会報告の件を終わります。

◎閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第8 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第9 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

教育厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会改革特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第11 委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しまし

た所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（辻井 成人） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和8年第1回明和町議会定例会を閉会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

最後に、町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（下村 由美子） 令和8年第1回定例会、どうもありがとうございました。議会運営も今回から変わりましたが、無事終了することができ、ありがとうございました。

今回は令和8年度の当初予算、そして議案等について皆様からご意見、ご提言をいただきました。真摯に一つ一つ受け止めながら、行政運営を行ってまいりたいと思います。

それから一つご報告なんですけれども、高木副町長なんですけれども令和8年度も引き続きこの職を担っていただくことになりましたので、ご報告をさせていただきます。引き続き職員が一体となって行政運営に皆さんと共にやっ

きたいと思っております。

先ほどもありましたように、皆で知恵を出し合いながら共創の精神で引き続き皆でつくるまちづくりということで進めてまいりたいと思いますので、これからもどうかご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○議長（辻井 成人） ありがとうございました。

これにて、散会いたします。お疲れさまでした。

（午前 10時 34分）
